

平成25年度P R T R環境モニタリング調査結果について

1 調査目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出があつた事業所周辺における第一種指定化学物質の環境実態（大気）を把握する。

2 調査地域

久喜菖蒲工業団地・清久工業団地（久喜市）及び武藏工業団地・狭山台工業団地（入間市）

3 調査期間

	久喜菖蒲工業団地・清久工業団地	武藏工業団地・狭山台工業団地
第1回	平成25年5月13日（月）～16日（木）	平成25年5月21日（火）～24日（金）
第2回	平成25年8月5日（月）～8日（木）	平成25年8月20日（火）～23日（金）
第3回	平成24年11月5日（火）～8日（金）	平成25年11月12日（火）～15日（金）
第4回	平成26年1月27日（月）～30日（木）	平成26年2月4日（火）～7日（金）

4 調査内容

（1）調査地点

工業団地を取り囲むように調査地点を設定し、事業所の影響を直接受けないと考えられる地点を対照地点とした。

（2）調査項目

ア 久喜菖蒲工業団地・清久工業団地

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、n-ヘキサン、ベンゼン、ジクロロメタン、スチレン、テトラクロロエチレン、HCFC-22、1,3,5-トリメチルベンゼン、1,2,4-トリメチルベンゼン、1,3-ブタジエン、四塩化炭素

イ 武藏工業団地・狭山台工業団地

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ベンゼン、ジクロロメタン、1-ブロモプロパン、スチレン、1,3-ブタジエン、四塩化炭素

（3）採取方法

有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）に準拠し、キャニスターを用いた72時間（3日間）連続採取法とした。

5 分析機関

埼玉県環境科学国際センター



<キャニスターの設置例>

6 調査結果（全4回調査の平均値）

ア 久喜菖蒲工業団地・清久工業団地

単位：($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	久喜菖蒲工業団地及び清久工業団地周辺										環境基準
	清久北	清久東	北 清久南	清久西	北東	東	南東	南	南西	西	
	久喜市 北中曾根	久喜市 六万部	久喜市 菖蒲町台	久喜市 菖蒲町三箇	久喜市 所久喜	久喜市 下早見	久喜市 除堀	久喜市 除堀	久喜市 菖蒲町台	久喜市 菖蒲町三箇	
トルエン	13	18	26 (32)	17	17	16 (20)	19	21 (29)	23	130 (90)	11 (13)
キシレン	3.6	2.2	5.3 (7.9)	1.9	2.6	2.4 (4.0)	2.2	2.2 (5.9)	2.8	2.3 (3.4)	1.5 (2.3)
エチルベンゼン	5.0	2.7	7.6 (7.1)	2.3	3.2	2.8 (3.5)	2.6	2.7 (5.7)	3.5	2.9 (2.7)	1.8 (1.9)
1,3,5-トリメチルベンゼン	0.29	0.15	0.15	0.14	0.14	0.16	0.16	0.15	0.15	0.15	0.10
1,2,4-トリメチルベンゼン	1.2	0.59	0.63	0.55	0.60	0.67	0.63	0.58	0.61	0.58	0.42
スチレン	0.22	0.25	0.24 (0.19)	0.27	0.21	0.26 (0.25)	0.32	0.3 (0.42)	0.28	0.21 (0.21)	0.23 (0.17)
n-ヘキサン	2.0	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.5	1.4	1.6	1.7	1.7
ジクロロメタン	2.6	2.4	2.6 (2.1)	2.4	2.4	2.4 (2.1)	2.3	2.3 (2.3)	2.5	2.4 (2.0)	2.5 (2.0)
テトラクロロエチレン	0.10	0.12	0.15 (0.28)	0.11	0.16	0.14 (0.35)	0.13	0.12 (0.58)	0.12	0.13 (0.22)	0.10 (0.17)
HCFC-22	1.7	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6
ベンゼン	0.99	1.0	0.99	0.99	0.98	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9
1,3-ブタジエン	0.11	0.11	0.14 (0.09)	0.11	0.10	0.11 (0.11)	0.14	0.13 (0.10)	0.12	0.13 (0.10)	0.10 (0.08)
四塩化炭素	0.51	0.48	0.49 (0.57)	0.49	0.49	0.48 (0.56)	0.49	0.48 (0.56)	0.50	0.50 (0.57)	0.50 (0.56)

() 内は平成19年度調査結果

イ 武藏工業団地・狭山台工業団地

単位：($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	武藏工業団地及び狭山台工業団地周辺									環境基準
	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	
	入間市 新久	入間市 新久	入間市 小谷田	入間市 宮寺	入間市 宮寺	入間市 二本木	入間市 中神	入間市 中神	入間市 寺竹	
トルエン	6.3	7.6	7.3	10	15	8.2	8.8	6.3	7.1	—
キシレン	1.0	1.2	1.3	1.4	1.8	1.2	2.3	1.1	1.5	—
エチルベンゼン	1.2	1.3	1.3	1.5	2.1	1.4	2.6	1.3	1.4	—
スチレン	0.13	0.12	0.16	0.21	0.23	0.38	0.69	0.79	0.19	—
ジクロロメタン	1.5	1.5	1.7	1.7	1.9	2.4	2.4	2.0	1.4	150以下
1-ブロモブロバン	0.16	0.19	0.67	0.30	0.24	0.21	0.15	0.17	0.12	—
ベンゼン	0.83	0.97	0.92	1.0	1.1	0.92	0.90	0.81	0.91	3以下
1,3-ブタジエン	0.065	0.080	0.099	0.12	0.10	0.077	0.076	0.061	0.072	—
四塩化炭素	0.50	0.50	0.50	0.51	0.50	0.51	0.50	0.50	0.51	—

《環境基準》

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めたものです。「—」の項目については基準が定められていません。

<問い合わせ先>

環境部大気環境課化学物質担当 電話:048-830-2986 mail:a3050-08@pref.saitama.lg.jp